

書類審査

資料 1 1

平成28年度

川内川漁業協同組合放流事業補助金

評価表

NO.

37

所管部課名	林務水産課		担当者	外城 康信				
事務事業名	水産振興費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下							
平成28年度 予算額	200 千円	国県支出金 千円	一般財源 千円	その他 200 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	放流魚種と放流数量		アユ等 104,000尾/850kg		平成 3 3 年度			
成果指標②								
補助対象者	川内川漁業協同組合							
補助対象経費	川内川漁業の振興に必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	・種苗購入費及び放流経費 ・その他、特に必要であると認められる経費等							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	予算で定める額							
上記項目の 積算方法	200,000円							
補助を受ける 3 年の事業（団体） 等の 状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	4,177,669	97.2%	4,113,226	97.2%	3,856,332	97.0%
		会費収入	2,277,669	53.0%	2,163,226	51.1%	1,722,332	43.3%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成	1,900,000	44.2%	1,950,000	46.1%	2,134,000	53.7%
		市補助金	120,000	2.8%	120,000	2.8%	120,000	3.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	4,297,669	100.0%	4,233,226	100.0%	3,976,332	100.0%
	支出	事業費	4,297,669	100.0%	4,233,226	100.0%	3,976,332	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%	
		計	4,297,669	100.0%	4,233,226	100.0%	3,976,332	100.0%
支出計/前年度支出計				98.5%		93.9%		
自己資金/前年度自己資金				0.0%		93.8%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		アユ等 96,020尾 1,010kg		アユ等 111,276尾 889kg		アユ等 103,860尾 812kg		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」 【事業のPR方法】「外来魚駆除」「鮎まつり」などを行い、川内川の環境保全や魚食普及に努めている。 【その他】 ①川内川の資源を枯渇させないためにも存続すべきである。 ②川内川の資源保護については、上下流、一体的な取り組みが必要であり薩摩川内市としても助成すべきである。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	放流による資源の維持を図っている。 川内川漁協は、川内川の清掃等を行い美化に努めている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	①本市においては、川内川は象徴的な存在であり、内水面漁協の振興や環境の保全を行うためには、当補助は妥当であるため。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	川内川における資源管理が徹底しているという理由で例年、日鰻連も川内川への放流を実施している。川内川の資源管理という意味からすれば評価されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	川内川の放流は、基本的にはシラスウナギ漁やアユ漁が多い本市がすべきである。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	今のところ川魚の資源量や生態が分かっていないが、シラスウナギやアユの漁獲が減少する中、放流は必要である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	内水域の放流は、河川等の漁業権に付加される条件で、県の内水面漁場管理委員会から示された数量以上の放流を行っている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	率先して川魚の普及事業に取り組んでいる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	川内川の資源維持、増加を目的に放流しているため市が補助している。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	対象経費は明確に規定されていないが、資源回復を目的とした稚魚購入及び放流経費に充てている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 河川の資源維持を図る上で、放流は重要な事業であり、今後も本制度を継続させる必要があると思われる。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《まとめ》
	当面は事業内容の継続と充実の指導		

川内川漁業協同組合放流事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる川内川漁業協同組合放流事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内川漁業協同組合放流事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は川内川漁業協同組合とする。
- (2) 事業計画の内容が内水面魚介類の維持及び培養に関するものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 川内川漁業協同組合放流事業補助金は、次に掲げる川内川漁業の振興に必要と認められる経費について交付する。

- (1) 稚魚購入費
- (2) 資源放流費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に川内川漁業協同組合放流事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 放流魚種と放流数量
- (2) 漁獲量
(補助事業者等の責務)

第9条 川内川漁業協同組合放流事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成19年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成20年度において所要の措置を講ずるものとする。